

# 飲料等自動販売機設置場所賃貸借仕様書

## 1 販売品目及び販売価格

### (1) 販売品目

ア ビン、缶、ペットボトルなどの密閉式の容器による、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの飲料とする。ただし、「物件調書（施設概要書）」で特に指定するときを除いて、アルコール類及び紙パック又は紙コップ入りの飲料を除くこととする。

イ 「物件調書（施設概要書）」で特に販売品目を指定するときは、上記アに関わらず、「物件調書（施設概要書）」で指定する品目とする。

### (2) 販売価格

販売価格は、メーカー希望小売価格を上回らないこと。ただし、「物件調書（施設概要書）」で特に販売価格を指定するときは、「物件調書（施設概要書）」で指定する価格とする。

## 2 飲料等自動販売機の設置基準

### (1) 安全に関する基準

ア 自動販売機据付基準（JIS 規格）及び自動販売機据付規準（自動販売機据付規準策定委員会）を遵守した転倒防止措置を講じること。

イ 自販機堅牢化技術基準（日本自動販売機工業会）を遵守して、犯罪防止に努めること。

ウ 食品、添加物の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）及び自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領（日本自動販売機工業会、日本自動販売協会）等を遵守して、販売品の衛生管理に努めること。

### (2) 環境に関する基準

ア 環境負担の軽減に努める提案を期待する。

イ 消費電力の削減に努める提案を期待する。

（※契約書添付に際して、実績報告・提案書により自動販売機の仕様にかかわる提案を受けた場合は、提案内容に合わせて記載内容を変更する場合があります。）

ウ プラスチック製又は金属製の使用済容器回収箱を貸付範囲内に設置して、飲料等自動販売機（以下「自動販売機」という。）周辺の環境美化に努めること。また、使用済容器は飲料等自動販売機設置事業者（以下「設置者」という。）の責任により、分別回収及びリサイクルを行うとともに、定期的に回収を行うこと。ただし、市（各施設等の所管課等）（以下「所管課等」という。）が契約物件の施設等ごとに不要と認めたときは、使用済容器回収箱の設置は不要とする。

### (3) 自動販売機及び販売品の維持管理

ア 自動販売機の設置及び契約期間の満了、又は契約の解除による撤去に要する費用は全て設置者の負担とする。

イ 設置する自動販売機には、設置者名、住所、連絡先などを明記したステッカー等を識別しやすい位置に表示して、自動販売機の故障や問合せ等に対して、設置者の責任において速やかに対応すること。

ウ 販売品の賞味期限の管理を徹底すること。

エ 自動販売機の設置管理、販売品の補充、金銭管理などの維持管理については、設置者の責

任において行うこととし、トラブルの未然防止に努めること。

オ 自動販売機の設置及び商品の販売については、関係法令等を遵守し、関係機関等への届出、

検査及び許可等が必要な場合は、遅滞なく所定の手続きを行うこと。

カ そのほか、自動販売機の設置については、所管課等の指示に従うこととし、この仕様書に定めのない事項や疑義が生じたときは、適宜、所管課等と協議して、適切な措置を講じること。

### 3 災害時支援対応型自動販売機の設置（※「物件調書（施設概要書）で指定する機器のみ」）

「物件調書（施設概要書）」の特記仕様欄に指定のある物件に設置する自動販売機は、地震等の災害時に自動販売機内の販売飲料の全てを無償提供することができる機能を有する機器を設置すること。これに伴い、市と設置者は、別に「災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書」に基づく、協定書を締結することとする。

### 4 物件調書（施設概要書）及び代替機器の設置

この仕様書のほか、物件（施設等）ごとの仕様は「物件調書（施設概要書）」に示すとおりとする。

なお、「物件調書（施設概要書）」の特記仕様欄で特に指定する機能を有する機器の設置に当たっては、当該機器を設置するまでの期間に代替機器を設置することができるとしている。ただし、代替機器の設置は、賃貸借契約の締結日から30日以内の期間とする。